No	根拠法令	業務内容	数量等	備　考
7	インターホン設備 (監督職員指示による)	中央監視保守室 無菌実験室 第１処置室 第２処理室 細菌培養室 魚類処理室		
8	その他 (監督職員指示による)	・テレビ共同受信設備 ・表示装置（発信器・表示盤） ・電気湯沸機（湯沸室） ・蛍光灯交換	１４台	

第3編　運転・監視及び日常点検・保守

第1章　一般事項

第1節　一般事項

1.1.1　適　　用	本編は、中央監視制御装置がある建築物等において常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。
1.1.2　業務の条件	(a) 年間における兼務を行わない祝祭日等の閉庁日は、特記による。 (b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。 (c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。
1.1.3　施設情報の把握	第1編第1章1.2.1「業務計画書」、1.2.2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。 (1) 入居官署の施設運営に関すること (2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること (3) 施設の行事に関すること
1.1.4　運転・監視の範囲	(1) 設備機器の起動・停止の操作 (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録 (3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整 (4) エネルギー使用の適正化 (5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握 (7) その他特記で定めた事項
1.1.5　点検の範囲	(a) 日常点検の対象部分、数量等は特記による。 (b) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には監督職員に報告する。
1.1.6　保守の範囲	運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。 (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃 (2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 (3) ボルト ねじ等で緩みがある場合の増し締め

	(4) 次に示す消耗部品の交換及び補充 ① 潤滑油、グリス、充填油等 ② ランプ類（高さ3.5m以下に限る）、ヒューズ類 ③ パッキン、Oリング類 ④ 精製水の補充 ⑤ フィルター類 (5) 接触部分、回転部分等への注油 (6) 軽微な損傷がある部分の補修 (7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業 (8) 消耗品の在庫管理 (9) 保守で生じた廃棄物処理 (10)その他特記で定めた事項
1.1.7 周期の表記	運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は、次による。 (1) 「２H」は、２時間ごとに１回行うものとする。 (2) 「１D」は、１日に１回行うものとする。 (3) 「４／D」は、１日に４回行うものとする。 (4) 「２／D」は、１日に２回行うものとする。 (5) 「１W」は、１週に１回行うものとする。 (6) 「１M」は、１月に１回行うものとする。 (7) 「２M」は、２月に１回行うものとする。 (8) 「３M」は、３月に１回行うものとする。 (9) 「２／M」は、１月に２回行うものとする。 (10)「２／W」は、１週に２回行うものとする。
1.1.8 支給材料	保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き当所より支給するものとする。 (1) ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む） (2) ヒューズ類 (3) パッキン、Oリング類 (4) 蓄電池用精製水 (5) 発電機用燃料（オイルを含む） (6) フィルター類 (7) 乾電池類 (8) 塗料（タッチペイント）

1.1.9 定期点検時の立ち会い	業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。
1.1.10 運転・監視の記録及び報告	(a) 日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。 (b) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。 (1) 記録者 (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻 (3) 熱源機器運転中の外気温湿度 (4) 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量 (5) その他本編に定める項目 (c) 業務の報告は、監督職員との協議による。なお、業務において、正常でないことが認められた場合は、直ちに監督職員に報告する。
1.1.11 臨機の措置等	(a) 災害発生に対する措置について、監督職員と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1) 緊急事態への準備 (2) 緊急事態発生後の対応 (3) 業務の早期復旧 (b) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、防災担当課等との連絡調盤を行う。
1.1.12 機器等に異常を認めた場合の措置	業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、監督職員とあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。
1.1.13 資料等の整理、保管	業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。 (1) 機器の取扱説明書等 (2) 機器台帳等 (3) 工具及び器具とその台帳
1.1.14 設備室の清掃	電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。
1.1.15 障害等の排除	設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

第2章　建　　築

第1節　建　　築

点検項目	点検内容	周期	備考
2.1.1 建　　築			
1.陸屋根	①　排水状態の良否を点検する。	1M	
	②　堆積物及びごみの有無を点検する。	1M	
	③　植物の有無を点検する。	1M	
2.ルーフドレン・とい	①　排水状態の良否を点検する。	1M	
	②　さび及び腐食の有無を点検する。	1M	
	③　破損及び漏水の有無を点検する。	1M	
3.トップライト	①　傷、割れ、変形及び破損の有無を点検する。	3／M	
	②　さび及び腐食の有無を点検する。	3／M	
4.外　壁	仕上げ材の異常の有無を点検する。	3／M	
5.屋外階段	①　排水状態の良否を点検する。	3／M	
	②　通行の妨げになる物品の有無を点検する。	3／M	
6.バルコニー	排水状態の良否を点検する。	3／M	
7.視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無を点検する。	1D	
8.建　具			
ア.扉枠及びシャッター	①　建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	3／M	
	②　異常音の有無を点検する。	3／M	
	③　施錠状況の良否を点検する。	3／M	
	①　ガラス部分の傷、破損等の有無を点検する。	3／M	
	⑤　避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無を点検する。	1D	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
イ. 窓及び枠	①　建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	3／M	
	②　異常音の有無を点検する。	3／M	
	③　施錠状況の良否を点検する。	3／M	
	④　有害な影響を与える結露の有無を点検する。	3／M	
	⑤　開閉動作状況の良否を点検する。	3／M	
	⑥　ガラスの傷及びひび割れの有無を点検する。	3／M	
9. エキスパンションジョイント金物	建物間の隙間の変位追従状態を点検する。	3／M	
10. 車いす用駐車場スペース	障害物の有無を確認する。	1 D	

第3章　電気設備

第1節　適　　用

3.1.1　適　　用	電気設備は、保安規定を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

第2節　電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
3.2.1　電灯・動力・設備			
1.照明器具	①　共用部分の点灯状態の確認を行う。	1D	
	②　電球等の消耗品の交換を行う。	適宜	
2.分電盤、照明制御盤等	①　異常なうなり音の有無を確認する。	1D	
	②　各開閉器等の開閉状態を点検する。	1D	
3.制御盤	①　異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1D	
	②　コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1D	
	③　桟橋については制御盤（給電ボックス）設置周辺部の異常の有無を点検する。	2／W	

第3節　受変電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
3.3.1　受変電設備			
1.盤類 【配電盤、パイプフレーム、さく等】	①　扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1Y	
	②　汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	1Y	
	③　ボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
	④　雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。	1 Y	
	⑤　標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1 Y	
2. 特別高圧機器、変圧器			
モールド変圧器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温になっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1 D	
3. 高圧機器			
a. 変圧器【乾式変圧器、モールド変圧器、油入変圧器】	異音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1 W	
b. 交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器	異音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1 D	
c. 計器用変成期	①　汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1 W	
	②　接続部の変色の有無を点検する。	1 W	
	③　接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	1 W	
d. 指示計器、表示操作類	①　各計器の表示値の適否を点検する。	1 D	
	②　配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1 M	
e. 高圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1 W	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
4. 低圧機器			
a. 開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、双投電磁接触器】	①　異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 ②　開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	1 M 1 M	
b. 指示計器、表示操作類	①　各計器の表示値の適否を点検する。 ②　配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1 D 1 M	
c. 低圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1 W	

第 4 節　自家発電設備

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
3. 4. 1　自家発電設備			
1. 自家発電装置	①　燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。 ②　冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1 D 1 D	
2. 配電盤	①　配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 ②　自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることを確認する。	1 M 1 W	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
3. 補機付属装置			
a. 始動用蓄電池装置			
イ. 整流装置	①　表示灯類の点灯状態を点検する。	1 D	
	②　操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 W	
ロ. 始動用蓄電池	①　蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 W	
	②　蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1 W	
	③　蓄電池の総出力電圧を確認する。	1 W	
b. 始動用空気圧縮装置	①　充気された空気を圧力計指示値により確認する。	1 W	
	②　空気槽内の水抜きを行う。	1 W	
c. 燃料タンク、燃料移送ポンプ等	①　タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W	
	②　油量を点検する。	1 W	
d. 冷却水タンク	①　タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W	
	②　冷却水の水量等を点検する。	1 W	
e. ラジエータ	①　ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1 W	
	②　ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W	
f. 換気装置	①　自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1 M	
	②　給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1 M	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
g. 排気管、消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1 M	
	② 排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1 M	
h. バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1 M	
4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1 M	
	② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1 M	
	③ 回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1 M	
	④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1 M	

第５節　直流電源設備

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
3. 5. 1　直流電源設備			
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態を点検する。	1 D	
	② 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 W	
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1 W	
	③ 蓄電池の総出力電圧を確認する。	1 W	

第6節　交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
3.6.1　交流無停電電源設備			
1.整流装置、逆変換装置	①　汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W	
	②　各計器の指示値を確認する。	1D	・計器のあるものに限る。
	③　表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2.蓄電池	①　蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②　蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③　蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

第7節　構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
3.7.1　構内配電線路・通信線路			
構内配電線路・通信線路	①　架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距維及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	1M	
	②　電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	1M	
	③　引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	1M	
	④　マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無を点検する。	1M	

第8節　外　　灯

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
3.8.1　外　灯	①　点灯状態を点検する。 ②　灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	1W 1M	

第9節　避　雷　設　備

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
3.9.1　避雷設備			
避雷設備	①　突針支持管の取付け状態を点検する。 ②　突針等の支持管の固定状態を点検する。 ③　棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M 1M 1M	

第4章　機械設備

第1節　温熱源機器

4.1.1　適用基準及び記録

(a)「労働安全衛生法」及び「同法施行令」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによるほか、燃焼装置としてバーナーを使用する蒸気ボイラー（単管式貫流ボイラーを除く。）は「ボイラーの低水位による事故防止に関する技術上の指針（昭和51年8月6日労働省公示第7号）」による。

(b)　次に該当するボイラーは「ボイラーの遠隔制御基準等について（平成15年3月31日基発0331001号）による。

(1)遠隔監視室においてボイラーの監視及び制御が行われるボイラー

(2)ボイラー設置場所又は遠隔監視室以外の場所において制御が行われるボイラー

(c)　労働基準監督署長又は検査代行機関が行う性能検査に立会う。

(d)　温熱源機器の運転・監視記録の項目及び周期は、表4.1.1による。

表4.1.1　運転・監視記録

機器の種別	項　　目	周期
鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラー	ボイラー蒸気圧力又は温水温度、ボイラー及び給水タンク水位、給水温度、圧力及び流量、循環ポンプの吐出及び吸込圧力、燃料温度、圧力及び流量、燃焼空気温度及び風圧、排ガス温度、炉内及び煙道ドラフト、排ガス濃度分析及びばい煙濃度、天候、ボイラー室温度	2H
無圧式温水発生器及び真空式温水発生器	真空度（真空式のものに限る）、ボイラー水位、燃料保有量又はガス供給圧力、供給温度及び設定温度、天候、ボイラー室温度	
温風暖房機	ばい煙濃度、油ポンプ圧力、天候、機械室温度	1D

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
4.1.2　鋳鉄製ﾎﾞｲﾗｰ及び鋼製ﾎﾞｲﾗｰ			
1. 起動前			
a.圧力計、水高温度計及び温度計	①　指針に異常のないことを確認する。	1D	
	②　ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。	1D	

点検項目	点検内容	周期	備考
b. 水面計及び連絡配管並びに水位検出器用連絡配管	① コック又は弁の開閉状態が正常であることを確認する。	1D	
	② 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことを確認する。	1D	
c. ボイラー水位	水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることを確認する。	1D	
d. 燃料及び給水系統	① 弁の開閉状態が正常であることを確認する。	1D	
	② 燃料又は水漏れがないことを確認する。	1D	
e. バーナー	① 燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことを確認する。	1D	
	② 炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことを確認する。	1D	
	③ バーナーの装着状態が正常であることを確認する。	1D	
f. ボイラー燃焼室	耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことを確認する。	1D	
g. 煙道ダンパー	ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。	1D	
h. ボイラー室の換気	換気状態が良好に維持されていることを確認する。	1D	
i. 吹出し作業	① ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しを行う。	1D	・鋼製ボイラーに限る。
	② 吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことを確認する。	1D	・鋼製ボイラーに限る。
j. 給水軟化装置	① 装置出口の水に硬度リークがないことを確認する。	1D	・鋼製ボイラーに限る。

点検項目	点検内容	周期	備考
	② 再生用食塩の保有量が適切であることを確認する。	1D	・鋼製ボイラーに限る。
k.燃料	① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。	1D	
	② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。	1D	
	③ パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことを確認する。	1D	
l.給水タンク	① 水位が常用水位以上にあることを確認する。	1D	
	② 入口及び出口弁が確実に開いていることを確認する。	1D	
m.薬液タンク	清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることを確認する。	1D	・鋼製ボイラーに限る。
2.起蒸時			
a.プレパージ動作	① 動作時間に異常のないことを確認する。	1D	
	② 比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることを確認する。	1D	
b.バーナー	① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことを確認する。	1D	
	② 主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することを確認する。	1D	
c.燃焼安全装置	① 主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することを確認する。	1D	
	② バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点灯することを確認する。	1D	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
d. 低水位遮断装置	バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することを確認する。	1 D	
e. 水面計	① 水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気例の流通状態に異常がないことを確認する。	1 D	・鋼製ボイラーに限る。
	② 2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことを確認する。	1 D	・鋼製ボイラーに限る。
f. 水面計取付水柱管及び水位検出用連絡配管	① 連絡配管、弁及びコック等から水又は蒸気の漏れがないことを確認する。	1 D	・鋼製ボイラーに限る。
	② 水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物の清掃を行う。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことを確認する。	1 D	・鋼製ボイラーに限る。
g. 吹出し装置	吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことを確認する。	1 D	・鋼製ボイラーに限る。
3. ボイラー運転中			
a. 常時監視	ボイラーの圧力（温水ボイラーにあっては温度）、水位及び燃焼状態を常時監視する。		
b. 水位制御装置	給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることを確認する。		
c. バーナーの自動発停動作	ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又は起動することを確認する。		

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
d. バーナー燃焼量制御	比例制御又はHi-Low-Off燃焼量制御を行うボイラーは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることを確認する。		・鋼製ボイラーに限る。
e. 安全弁、逃し弁及び逃し管	① 安全弁に漏れがないことを確認する。 ② 取付け部等に漏れがないことを確認する。 ③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。		
f. 燃焼用空気及び燃焼ガス	① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことを確認する。 ② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。		
g. 水質試験	缶水のpH値及び導電率を測定する。	1回／2H（時間）	・鋼製ボイラーに限る。
4. 運転終了時の作業	① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する	1D	
	② 給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止する。	1D	
	③ 主蒸気弁又は温水供給弁を閉止する	1D	
	④ ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認する。また、炎口部等の掃除を行う。	1D	
	⑤ 煙道ダンパーを閉止する。	1D	
	⑥ 電源スイッチを遮断する。	1D	
	⑦ 吹出し弁及び配管に漏れがないことを確認する。	1D	
	⑧ 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことを確認する。	1D	
	⑨ ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。	1D	

点検項目	点検内容	周期	備考
4.1.3 真空式温水発生器及び無圧式温水発生器			
1. 起動前			
a. 連成計	① 指針に異常のないことを確認する。	1D	・真空式に限る。
	② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。	1D	・真空式に限る。
b. 水面計	水面が規定の水位にあることを確認する。		
c. 燃料及び給水系統	① 弁の開閉状態が正常であることを確認する。	1D	
	② 配管接続部から燃料又は水漏れがないことを確認する。	1D	
d. ボイラー室の換気	換気状腰が良好に維持されていることを確認する。	1D	
e. 煙道ダンパー	全開の状態にあることを確認する。	1D	
f. 燃料	① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。	1D	
	② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。	1D	
2. 起動及び運転中			
a. 起動動作	① 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることを確認する。	1D	
	② 停止時の消火動作が正常であることを確認する。	1D	

点　検　項　目	点　検　内　容	周　　期	備　　考
b. 供給及び設定温水温度	規定の許容範囲内にあることを確認する。	1 D	
c. 燃焼状態	燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることを確認する。	1 D	
d. 給水及び燃料系統	水又は燃料漏れがないことを確認する。	1 D	
e. 燃焼ガス	煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないことを確認する。	1 D	
3. 運転終了時の作業	①　燃料元弁を閉止する。 ②　電源スイッチを遮断する。	1 D 1 D	